

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見書の概要

○提出件数 1件

○内容

(1)事業計画地の選定について

「2-3-4 用地選定に至る経緯」において、事業計画地の選定理由として、「立地場所選定に係る堺市の要件（堺市臨海部に位置すること等）を満たす」とあるが、堺市臨海部は、工場や幹線道路が集中し、堺市内では大気汚染が激しい地域です。また、周辺では、現在、シャープや関連企業が進出することになり、工場の建設が急ピッチで進んでおり、操業開始後は交通量が大幅に増加すると考えられます。

堺市のごみ処理施設は、現在は、東第一・第二工場とともに南工場があり、市域の収集・処理区域が市域の南北に分散していましたが、新工場稼働後は、南工場が廃止されるため、ごみ処理施設が堺市北部に集中することになります。

以上のことから、本事業の事業計画地を選定した結果について、環境の保全と創造の観点から見た場合、以下の問題点があると考えます。

- 1) ごみ処理施設は、周辺住民から見れば嫌悪施設ではありますが、市民生活には必要不可欠な施設ですので、市民により近い所にごみ処理施設を設置する方が、市民の環境意識の向上、ひいては、ごみの減量化やリサイクルを進める上で望ましいのではないのでしょうか。
- 2) 現在でも大気汚染が著しい堺市臨海部に、シャープ関係の工場や自動車等の発生源が増加する上に、さらに本事業により新設されるごみ処理施設やごみ収集車両等の排ガスの負荷が加わるため、大気環境の悪化が懸念されます。
- 3) 堺市のごみ処理施設が堺市北部に集中することにより、現在と比べて、ごみ収集車の走行距離が長くなると考えられますが、このことにより、同じ量のごみを収集し、処理場に運搬するとしても、ごみ収集車の排ガスや二酸化炭素の排出量が増加すると考えられます。
- 4) 堺市では、「堺・クールシティ宣言」を採択・公表したところであり、この事業でもエネルギーの有効活用を行うとし、施設からの温室効果ガスについては、現状との比較が示されています。しかしながら、ごみ処理施設の市北部への集中により、収集車両の走行距離が増加すると考えられますが、収集車による温室効果ガスの予測では現状との比較がありません。量的には僅かかもしれませんが、この事業は、堺市として主体的に取り組むことができる「ごみ収集車からの温室効果ガスの削減」に逆行するのではないのでしょうか。

なお、p2-7の最後に、「ガスエンジンコージェネレーションシステムの採用などにより、余剰電力売却収入の最大化を図る。」などとありますが、これは、環境負

荷の削減よりも収益を優先するという姿勢の現れではないでしょうか。この事業は、PFI方式による民間事業とは言え、堺市のごみ処理施設の整備・運用という公共事業として行われることを考えると、収益優先の姿勢は如何なものかと考えます。堺市のごみ処理施設という循環型社会形成のシンボルとも言える事業なので、ガスエンジンコージェネレーションシステムの採用については、経済性も考慮する必要がありますが、環境保全上の必要性や導入効果も踏まえて、総合的に判断されるべきではないでしょうか。

(2)環境保全対策の実施の方針等について

工事中の排水処理対策や発生土の対策を見ると、事業計画地の土壤汚染が伺われるような内容になっていますが、「第4章 地域の概況」の「4-2-3 土壤環境」では、堺市北部地域における土壤中のダイオキシン類調査の結果は記載されているものの、土壤汚染対策法などによる土壤汚染の指定区域等については、何ら記載されていません。

堺市のホームページによると、事業計画地周辺では、堺区築港八幡町1番の地番の地区において、土壤汚染対策法に基づく指定区域が3箇所、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理区域が6箇所指定されており、事業計画地についても土壤汚染の可能性が高いと考えられます。

このため、準備書の内容は、単に、かつて焼却炉が設置されていたということだけでなく、周辺地域の土壤汚染の状況も踏まえて記載されたものと考えられますが、これらの情報は準備書では記載されていないため、土壤汚染の情報を意図的に隠しているのではないかと疑われてなりません。